



# 看護問題対策委員会ニュース

全日本赤十字労働組合連合会 NO.12-06 2013.5.22

## 全日赤看護学習交流集会報告②

5月18日（土）医療労働会館で、看護学習交流集会報告のつづきです。医労連の出したパンフ「『特定看護師』Q&A」をつかい学習会をおこないました。

### 🌸 そもそも『特定看護師』とは

「特定行為」を医師の包括的指示(\*1)のもとに実施する看護師です。国家資格にするか、学会等の民間資格にするか、研修の中身、「特定行為」についても、委員の中でも一致できていません。そのために名称や制度名も「特定看護師（仮称）」「看護師特定能力認証制度」「特定行為に係る看護師の研修制度」等、変遷しています。看護師という名がついていますが、もっぱら医行為が中心となっています。

「特定看護師」は、臨床経験5年以上の看護師で、大学院で所定の養成コースを終了し、厚生労働省から知識、能力、技術の確認・評価を受ける事を要件としています。

\*1 包括的指示=総括的な、総合的な指示という意味ですが、具体的な基準はまだできていません。

### 🌸 『特定看護師』創設の背景

そもそも「特定看護師」の議論は、看護師に医師不足を補うために代わりをさせ、①企業負担軽減のため安上がりの医療を国に迫っている財界と、②医師不足を簡単に補いたい国と、③看護師の地位向上を図りたい看護協会の思惑が一致したもので、特定行為の範囲や資格認定の仕方など議論が不十分である中、多くの看護師が望んでいるものではありません。

### 🌸 『特定行為』は、医療の「安全と質」は保てるのか？

一定の実務経験を経て特定看護師に認定されるとはいうものの、そもそも看護師の教育課程は、処置をしたり、投薬をすることを前提とした医学教育ではありません。特定行為を含む医行為は、患者の治療方針や投薬などの高度な知識と技術がある医師だからこそ、おこなえます。医療は安全で安心できるものでなければいけません。



### 🌸 『特定看護師』は、他人ごとではない

「特定行為」が「診療の補助」の範囲とされれば、一般看護師にも「特定行為」をすることが求められます。つまり、「特定看護師」は、医師の包括的指示で「特定行為」を実施しますが、医師の具体的指示があれば、一般看護師にも「特定行為」をさせることができるようになります。

次号（特定看護師問題②）続く